

# 学校法人 武庫川学院 寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人武庫川学院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を兵庫県西宮市池開町137番地に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、公江喜市郎が設立した武庫川学院の「立学の精神」に基づき、高い知性と善美な情操と高雅な徳性とを兼ね具えた有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 武庫川女子大学 大 学 院
- 文学研究科
  - 健康・スポーツ科学研究科
  - 生活環境学研究科
  - 薬学研究科
  - 臨床教育学研究科
  - 看護学研究科
- 文 学 部
- 日本語日本文学科
  - 英語文化学科
  - 教育学科
  - 心理・社会福祉学科
- 教 育 学 部
- 教育学科
- 健康・スポーツ科学部
- 健康・スポーツ科学科
- 生活環境学部
- 生活環境学科
  - 食物栄養学科
  - 情報メディア学科
  - 建築学科
- 音 楽 学 部
- 演奏学科
  - 応用音楽学科
- 薬 学 部
- 薬学科

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
|                   | 健康生命薬科学科           |
| 看護学部              | 看護学科               |
| (2) 武庫川女子大学短期大学部  | 日本語文化学科            |
|                   | 英語キャリア・コミュニケーション学科 |
|                   | 幼児教育学科             |
|                   | 心理・人間関係学科          |
|                   | 健康・スポーツ学科          |
|                   | 食生活学科              |
|                   | 生活造形学科             |
| (3) 武庫川女子大学附属高等学校 | 全日制課程 普通科          |
| (4) 武庫川女子大学附属中学校  |                    |
| (5) 武庫川女子大学附属幼稚園  |                    |
|                   | (付随事業)             |

第4条の2 この法人は、この法人が行う教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる保育所を設置する。

- (1) 武庫川女子大学附属保育園  
(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 学用品、家庭用品の販売業  
(2) 出版印刷業  
(3) 保険代理業

### 第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上9人以内  
(2) 監事 2人又は3人

(理事長)

第7条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

2 前項の選任にあたって、前理事長は武庫川学院創立者の遺志を尊重して、あらかじめ理事のうち1人を理事長候補者として推薦することができる。

3 理事長は、武庫川学院長を兼ねる。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 武庫川女子大学長 1人

- (2) 武庫川女子大学附属高等学校長 1人
- (3) 評議員のうちから、理事会において選任した者 1人
- (4) 学識経験者及びこの法人の功労者で、理事会において選任した者 2人又は3人
- (5) 理事会において選任した者 2人又は3人

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第10条 役員（第8条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた

順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(業務決定の特例)

第18条 次に掲げる事項については、出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (3) 収益事業に関する重要事項
- (4) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- (5) 残余財産の処分に関する事項  
（業務の決定の委任）

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により、評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であっても、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに審議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、18人以上24人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

（議事録）

第22条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに審議事項及びその他の事項について、議

事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した評議員2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (7) 残余財産の処分に関する事項
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- |   |          |
|---|----------|
| (1) 理事のうちから、理事会において選任した者                                | 2人又は3人   |
| (2) 武庫川女子大学長及び武庫川女子大学附属高等学校長                            | 2人       |
| (3) この法人に係る功労者及び学識経験者のうちから、理事会において選任した者                 | 3人又は4人   |
| (4) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。）のうちから、理事会において選任した者 | 7人以上9人以内 |
| (5) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任した者       | 2人又は3人   |
| (6) この法人の設置する学校に在籍する学生・生徒の保護者のうちから、理事会において選任した者         | 2人又は3人   |

- 2 前項第1号、第2号、第4号及び第6号に規定する評議員は、この法人の理事、学長、校長、職員又は保護者の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員（前条第1項第1号及び第2号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、引続きその職務を行うことができる。

（評議員の解任及び退任）

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

## 第5章 資産及び会計

（資産）

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

（財産の処分の制限）

第30条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な金融機関に信託若しくは預貯金として、理事長が保管する。

（経費の支弁）

第32条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

（会計）

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算及び事業計画）

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（利益金の処分）

第37条 毎会計年度において、収益事業会計の収支決算上利益を生じた場合においては、当該利益金の1割の金額はこれを収益事業会計の積立金として積立て、他の金額は運用財産に繰入れるものとする。

第38条 収益事業会計の積立金は、その会計年度における収益事業会計の収入をもって補填できることが確実な場合又は当該会計年度の収益事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができる。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第39条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。



(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により、選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

## 第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第39条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、武庫川学院掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

#### 附 則

この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事	公江 喜市郎	日下 晃
	横尾 孝	布谷 康治
	荻野 八郎	

#### 附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月5日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和33年6月2日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和37年1月20日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和41年3月18日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和54年2月24日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和58年3月31日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和60年3月22日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和62年2月10日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（昭和63年4月1日）から施行する。

#### 附 則

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成元年1月17日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成3年11月14日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成4年10月8日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成5年3月2日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成5年12月21日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成6年3月16日）から施行する。

**附 則**

平成6年11月30日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から改正施行する。

**附 則**

（施行期日）

平成9年2月12日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から改正施行する。

（武庫川女子大学短期大学部の児童教育学科の存続に関する経過措置）

武庫川女子大学短期大学部の児童教育学科は、改正後の寄附行為第5条第1項第2号の規定にかかわらず平成9年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

**附 則**

平成11年11月30日、文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から改正施行する。

**附 則**

この寄附行為の改正は、文部大臣の認可の日（平成12年10月26日）から施行する。

**附 則**

平成15年2月14日、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から改正施行する。

**附 則**

この寄附行為の改正は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、理事会承認の日（平成17年11月21日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月27日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

平成22年3月2日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

平成22年10月29日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

(武庫川女子大学短期大学部英語コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

武庫川女子大学短期大学部英語コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

(武庫川女子大学短期大学部人間関係学科の存続に関する経過措置)

武庫川女子大学短期大学部人間関係学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

平成26年10月31日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成28年11月1日から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、文科科学大臣の認可の日（平成30年1月24日）から施行する。

**附 則**

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
(設置する学校)	(設置する学校)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。	第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
<p>(1) 武庫川女子大学 大学院</p> <p>文学研究科 健康・スポーツ科学研究科 生活環境学研究科 薬学研究科 臨床教育学研究科 看護学研究科</p> <p>文学部</p> <p>日本語日本文学科 英語文化学科 教育学科 心理・社会福祉学科</p> <p>教育学部</p> <p>教育学科</p> <p>健康・スポーツ科学部</p> <p>健康・スポーツ科学科</p> <p>生活環境学部</p> <p>生活環境学科 食物栄養学科 情報メディア学科 建築学科</p> <p>音楽学部</p> <p>演奏学科 応用音楽学科</p> <p>薬学部</p> <p>薬学科 健康生命薬科学科</p> <p>看護学部</p> <p>看護学科</p> <p><b>経営学部</b></p> <p><b>経営学科</b></p>	<p>(1) 武庫川女子大学 大学院</p> <p>文学研究科 健康・スポーツ科学研究科 生活環境学研究科 薬学研究科 臨床教育学研究科 看護学研究科</p> <p>文学部</p> <p>日本語日本文学科 英語文化学科 教育学科 心理・社会福祉学科</p> <p>教育学部</p> <p>教育学科</p> <p>健康・スポーツ科学部</p> <p>健康・スポーツ科学科</p> <p>生活環境学部</p> <p>生活環境学科 食物栄養学科 情報メディア学科 建築学科</p> <p>音楽学部</p> <p>演奏学科 応用音楽学科</p> <p>薬学部</p> <p>薬学科 健康生命薬科学科</p> <p>看護学部</p> <p>看護学科</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(新設)</b></p>
<p>(2) 武庫川女子大学短期大学部</p> <p>日本語文化学科 <small>英語キャリア・コミュニケーション学科</small></p> <p>幼児教育学科 心理・人間関係学科 健康・スポーツ学科 食生活学科 生活造形学科</p>	<p>(2) 武庫川女子大学短期大学部</p> <p>日本語文化学科 <small>英語キャリア・コミュニケーション学科</small></p> <p>幼児教育学科 心理・人間関係学科 健康・スポーツ学科 食生活学科 生活造形学科</p>
<p>(3) 武庫川女子大学附属高等学校 全日制課程 普通科</p>	<p>(3) 武庫川女子大学附属高等学校 全日制課程 普通科</p>
<p>(4) 武庫川女子大学附属中学校</p>	<p>(4) 武庫川女子大学附属中学校</p>
<p>(5) 武庫川女子大学附属幼稚園</p>	<p>(5) 武庫川女子大学附属幼稚園</p>
<p>・</p> <p>・ 以下略</p> <p>・</p>	<p>・</p> <p>・ 以下略</p> <p>・</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b></p>	<p><b>(新設)</b></p>
<p>令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、 令和2年4月1日から施行する。</p>	<p><b>(新設)</b></p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度		平成30 年度	開設年度の前年度	開設年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度	合 計
	分		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		0	0	0	0	0	0	0
	施 設	基 準 内	1,035,318	2,722,516	0	0	0	0	3,757,834
		基 準 外	29,015	74,438	0	0	0	0	103,453
	設 備	図 書	0	13,065	0	0	0	0	13,065
		教 具 校 具 備 品	0	260,344	0	0	0	0	260,344
	小 計		1,064,333	3,070,363	0	0	0	0	4,134,696
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			1,064,333	3,070,363	0	0	0	0	4,134,696

  

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	409,760 千円
		基 準 外	90,121 千円
	設 備	図 書	2,857 千円
		教 具・校 具・備 品	0 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
第2号基本金引当特定資産	4,121,631千円	現行の第2号基本金の組入計画の追加として、平成27年度から平成29年度に組入れた新校舎建築の校舎建築引当特定資産(第2号基本金組入計画2-③)5,400,000千円から平成30年度に新公江記念館建設工事1,064,333千円を支出し、その平成30年度末残高3,800,000千円および平成30年度までに組入れた校舎建築引当特定資産(第2号基本金組入計画2-①)16,292,819千円から平成31年度に支払う施設および設備(図書以外)の3,057,298千円を財源に充当する。
施設拡充引当特定資産	13,065千円	平成30年度までに積立てられた施設拡充引当特定資産5,375,649千円から設備(図書)に係る経費13,065千円を財源に充当する。
合 計	4,134,696千円	

財 産 目 録 総 括 表			
年 度	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
科 目			
一 基本財産	85,680,699千円	86,279,421千円	86,279,421千円
二 運用財産	103,976,783千円	103,729,056千円	103,729,056千円
三 収益事業用財産	115,626千円	77,423千円	77,423千円
四 負債額	5,798,567千円	5,893,051千円	5,893,051千円
1 固定負債	2,548,636千円	2,578,287千円	2,578,287千円
2 流動負債	3,249,931千円	3,314,764千円	3,314,764千円
五 基本財産＋運用財産	189,657,482千円	190,008,477千円	190,008,477千円
六 純資産(五－四)	183,858,915千円	184,115,426千円	184,115,426千円



# 平成 30 年 度 貸 借 対 照 表

平成 31 年 3 月 31 日

(単位 円)

資 産 の 部				
科	目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産		180,442,986,084	180,203,541,724	239,444,360
有形固定資産		86,259,866,477	85,662,520,417	597,346,060
特定資産		93,854,941,207	94,212,450,707	△ 357,509,500
その他の固定資産		328,178,400	328,570,600	△ 392,200
流動資産		9,565,490,555	9,453,940,005	111,550,550
資産の部合計		190,008,476,639	189,657,481,729	350,994,910
負 債 の 部				
科	目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債		2,578,286,734	2,548,636,509	29,650,225
流動負債		3,314,764,398	3,249,930,565	64,833,833
負債の部合計		5,893,051,132	5,798,567,074	94,484,058
純 資 産 の 部				
科	目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金		188,156,740,128	187,939,136,036	217,604,092
第1号基本金		151,720,874,108	149,186,553,911	2,534,320,197
第2号基本金		27,539,819,038	30,198,026,420	△ 2,658,207,382
第3号基本金		7,722,046,982	7,380,555,705	341,491,277
第4号基本金		1,174,000,000	1,174,000,000	0
繰越収支差額		△ 4,041,314,621	△ 4,080,221,381	38,906,760
純資産の部合計		184,115,425,507	183,858,914,655	256,510,852
負債及び純資産の部合計		190,008,476,639	189,657,481,729	350,994,910

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和元年度	新公江記念館建設工事	RC造(一部S造)地下1階地上8階建 9,144.86㎡ 兵庫県西宮市鳴尾町1丁目46	平成30年12月 着工 令和2年3月 完成予定	3階～8階:大学経営学部専用 地下1階～2階:大学全学部・ 短大全学科 共用
	建築設計・監理業務委託	新築工事に係る設計・監理業務委託	平成30年1月 着工 令和2年3月 完成予定	3階～8階:大学経営学部専用 地下1階～2階:大学全学部・ 短大全学科 共用
	新公江記念館造作家具工事	新築工事に係る造作家具工事	令和元年10月 着工 令和2年3月 完成予定	3階～8階:大学経営学部専用 地下1階～2階:大学全学部・ 短大全学科 共用
	新公江記念館 校祖室他展示整備・サイン他整備工事	新築工事に係る 校祖室他展示整備・サイン他整備工	令和元年12月 着工 令和2年3月 完成予定	3階～8階:大学経営学部専用 地下1階～2階:大学全学部・ 短大全学科 共用
	新公江記念館新築工事 植栽工事	新築工事に係る植栽工事	令和元年12月 着工 令和2年3月 完成予定	大学全学部・短大全学科 共用
	新公江記念館新築に伴う電話工事	新築工事に係る電話工事	令和2年2月 着工 令和2年3月 完成予定	3階～8階:大学経営学部専用 地下1階～2階:大学全学部・ 短大全学科 共用
	新公江記念館新築に伴う内線・ 外線電話追加費用	新築工事に係る内線・外線電話追加費用	令和2年2月 着工 令和2年3月 完成予定	3階～8階:大学経営学部専用 地下1階～2階:大学全学部・ 短大全学科 共用
	新公江記念館建設工事 経営学部設置に 係る壁面等設備工事	経営学部設置に係る壁面等設備工事	令和2年2月 着工 令和2年3月 完成予定	3階～8階:大学経営学部専用 地下1階～2階:大学全学部・ 短大全学科 共用
	新公江記念館建設工事 経営学部設置に 係わるネットワーク関連工事一式	経営学部設置に係わるネットワーク関連工事一式	令和元年12月 着工 令和2年3月 完成予定	3階～8階:大学経営学部専用 地下1階～2階:大学全学部・ 短大全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	新設経営学部設置に係る図書購入	図書 1,845冊 (内国書 1,529冊、外国書 291冊、内国雑誌 20種、外国雑誌 4種、国内データベース1種)	令和2年3月 購入予定	大学経営学部専用
	新設経営学部設置に係る什器・設備の購	什器・設備(教具・校具・備品) 189点	令和2年3月 購入予定	大学経営学部専用 160点 大学全学部・短大全学科 共用 29点
	建築学部景観建築学科新校舎 西棟建設工事	PC造、一部RC及び鉄骨造 地上3階建 2,680.9㎡ 兵庫県西宮市戸崎町9 (設計業務、屋外工事、ICT等弱電設備、家具工事含む)	令和元年12月 着工  令和3年3月 完成予定	大学 建築学部 専用
	建築学部景観建築学科新校舎 東棟建設工事	鉄骨造、一部RC造 地上2階建 985.0㎡ 兵庫県西宮市戸崎町6 (設計業務、屋外工事、ICT等弱電設備、家具工事含む)	令和元年8月 着工  令和2年8月 完成予定	大学 建築学部 専用
	生活環境4号館 建設工事	RC造 地下1階、地上4階建 3,160.0㎡ 兵庫県西宮市笠屋町59-1、59-2、59-3、60 (工事設計料、什器備品工事等含む)	令和元年10月 着工  令和3年3月 完成予定	大学 生活環境学部 短大 生活造形学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	食物栄養科学部新館 建設工事	RC造 地上3階建 909.0㎡ 兵庫県西宮市笠屋町76-1、76-2、76-3、76-4 (工事設計料、外構工事、家具備品工事等含む)	令和元年12月 着工  令和2年9月 完成予定	大学 生活環境学部 食物栄養学科 短大 食生活学科 共用
	生活環境2号館(H2館) 健康科学館(HS館) 栄養科学館(NS館) 研究室他リニューアル工事	生活環境2号館 研究室3室新設・1室改造、実験室1 室・食工房1室改造、低温庫改造工事 健康科学館 研究室1室改造工事 栄養科学館 研究室2室新設・1室改造工事	令和元年8月 着工 令和2年3月 完成予定	大学 生活環境学部 食物栄養学科 短大 食生活学科 共用
	武庫女ステーションキャンパス (阪神鳴尾駅高架下Aゾーン) 新築工事	RC造 駅高架下1階建 693.55㎡ 兵庫県西宮市里中町147他 (建設設計・監理等業務、マルチメディア放送設備等含む)	平成30年1月 着工 令和元年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	武庫女ステーションキャンパス (阪神鳴尾駅高架下Bゾーン) 新築工事	RC造 駅高架下1階建 731.35㎡ 兵庫県西宮市里中町147他 (建設設計・監理等業務、ICT・家具工事等含む)	平成30年6月 着工 令和元年11月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	カヌー部部室棟建設工事		令和元年5月 着工 令和元年8月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	ラビークラブ(託児所)設置工事		令和元年5月 着工 令和元年8月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	附属中学校・高等学校 リニューアル工事		令和元年8月 着工予定  令和6年3月 完成予定	附属中学校・高等学校 共用
		(令和元年度) 普通教室棟4棟トイレリニューアル		

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
		(令和2年度) 普通教室棟2棟室内リニューアル、 外装改修		
		(令和3年度) 普通教室棟2棟室内リニューアル、 外装改修		
		(令和4年度) 普通教室棟2棟解体工事		
		(令和5年度) グラウンド整備 屋外ライフライン整備		
	附属高等学校むつみ寮 リニューアル工事		令和元年8月 着工 令和2年9月 完成予定	附属高等学校 専用
		(令和元年度) 耐震設計、躯体耐震補強工事		
		(令和2年度) 内装・外装改修工事		
	公江記念講堂 照明器具・音響設備更新工事	照明器具更新 音響設備更新	令和元年8月 着工予定 令和元年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	中央図書館 アイスチラー(蓄水式冷暖房機)改修工事		令和元年8月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
		(令和元年度) 中央図書館7～10階		
		(令和2年度) 中央図書館1～6階		
	本館 空調設備更新	本館4・5階 空調設備更新	令和元年8月 着工予定 令和元年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	薬学部エレベータ更新工事	(令和元年度) 研究管理棟 20号機  (令和2年度) 実習棟 19号機 図書館棟 22号機  (令和3年度) 講義棟 21号機	令和元年8月 着工予定  令和5年9月 完成予定	大学 薬学部 専用
	各所 照明LED更新	(令和元年度) 総合スタジアム  (令和2年度) 南館 生活環境1号館別館  (令和3年度) 日下記念マルチメディア館  (令和4年度) 生活環境1号館 本館1～5階  (令和5年度) 公江記念講堂共用部 文学1号館	令和元年7月 着工 令和5年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	中央キャンパス 防災用発電機設置	生活環境2号館 防災用発電機設置工事	令和元年8月 着工 令和元年11月 完成予定	大学 薬学部を除く全学部 短大 全学科 共用
	薬学部 防災用発電機設置	薬学実習棟 防災用発電機設置工事	令和元年8月 着工 令和元年11月 完成予定	大学 薬学部を除く全学部 短大 全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	教学支援システムMUSES更改	教学支援システムMUSES更改	令和元年12月更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	英語文化学科 L1-202、L2-21、LL自習室 LL Libraryのリニューアル	文学1号館 L1-202、文学2号館 L2-21、LL自習室、 LL LibraryのCALLシステム等PC更新	令和元年8月更新予定	大学 文学部 英語文化学科 短大 英語キャリア・コミュニケーション学科 共用
	英語文化学科 L2-27のリニューアル、 SkyperoomのOSアップグレード	文学2号館 L2-27の教師用PC、学生用PC、CALL システムの更新、Skyperoom PCのOSアップグレード	令和元年8月更新予定	大学 文学部 英語文化学科 短大 英語キャリア・コミュニケーション学科 共用
	情報メディア学科 マルチメディアシステム更新 MM-808、812実習室	日下記念マルチメディア館 MM-808、812実習室の マルチメディアシステム更新	令和元年8月更新予定	大学 生活環境学部 情報メディア学科 専用
	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 211・212・213	建築スタジオ(211・212・213)の 情報機器更新 (PC、運用サーバー、マルチメディア機器他)	令和元年8月更新予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	建築学科 電気窯設置	建築スタジオ・構造実験室内 電気窯設置 電気窯、タイル作成材料費、非常勤講師人件費、 職人助手報酬、電気料金等	令和元年5月設置	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	薬学講義棟の視聴覚設備更新 P3-11、13、31、32、41、42	薬学講義棟 P3-11、13、31、32、41、42の 視聴覚設備更新	令和元年8月更新予定	大学 薬学部 専用
	総合薬学教育研究棟のICT装置更新 P5-241、341、342、231、331	総合薬学教育研究棟 P5-241、341、342、231、331の ICT装置更新	令和元年8月更新予定	大学 薬学部 専用
	中央キャンパスマルチメディア機器更新	中央キャンパスマルチメディア教室20教室の マルチメディア機器更新	令和元年8月更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	学院キャンパスネットワーク機器更新	学院キャンパスネットワーク機器更新	令和元年8月更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	無線WiFi環境(Lavy Spot)増強	無線WiFi環境(Lavy Spot)増強	令和元年8月更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	生活環境4号館新築に伴う改造工事	生活環境1号館、生活環境1号館別館 改造工事	令和2年7月 着工 令和3年3月 完成予定	大学 生活環境学部 短大 生活造形学科 共用
	本館耐震補強・リニューアル工事		令和2年8月 着工予定  令和5年3月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
		(令和2年度) 耐震補強工事 取り合い改修工事		
		(令和3年度) 内装、設備リニューアル工事		
		(令和4年度) 内装、設備リニューアル工事		
	堅忍寮 解体工事	RC造 地上4階建 2,225.88㎡ 兵庫県西宮市東鳴尾町1丁目26、27、31-1 建屋解体工事	令和2年4月 着工 令和2年6月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	音楽館リニューアル工事	音楽館 室内防音機能整備、室内リニューアル工事	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 音楽学部 専用
	中央図書館・文学1号館 外壁PC板シール更新		令和2年8月 着工 令和3年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
		(令和2年度) 1期工事		
		(令和3年度) 2期工事		
第1体育館 外壁タイル等更新工事	第1体育館 西側外壁タイル修理、サッシュ更新	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用	
第2体育館 外壁タイル工事	第2体育館 東側外壁タイル修理	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用	



年度	事 項	事業規模等	実施時期	備考
	生活環境1号館別館 空調設備更新	生活環境1号館別館 空調設備更新	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 生活環境学部 短大 生活造形学科 共用
	薬学部 屋上スクラバー装置更新	薬学部 屋上スクラバー装置更新	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 薬学部 専用
	文学1号館トイレ改修	文学1号館トイレ改修	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	高圧受変電設備改修工事		令和2年7月 着工 令和5年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
		(令和2年度) 第1体育館 生活環境1号館		
		(令和3年度) 文学2号館 中央図書館		
		(令和4年度) 文学1号館		
		(令和5年度) 総合スタジアム 本館		
	生活環境2号館 ICT教育環境整備更新	実習室 10室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和2年8月 更新予定	大学 生活環境学部 食物栄養学科 短大 食生活学科 共用
	第2体育館 トレーニング室 ICT教育環境整備更新	トレーニング室 2室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和2年8月 更新予定	大学 健康・スポーツ科学部 短大 健康・スポーツ学科 共用
	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 331・332・333	建築スタジオ(331・332・333)の 情報機器更新 (PC、運用サーバー、マルチメディア機器他)	令和2年8月 更新予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用

年度	事 項	事業規模等	実施時期	備考
	薬学部PC教室更新	薬学部PC教室更新	令和2年8月 更新予定	大学 薬学部 専用
	入退管理システム(M.I.C.)更新	入退管理システム(M.I.C.)更新	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	事務系シンクライアントシステム更新	事務系シンクライアントシステム更新	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	学院基盤サーバー更新	学院基盤サーバー更新	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	図書館システム更新	図書館システム更新	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	キャリアセンター機器更新	キャリアセンター機器更新	令和2年7月 着工 令和2年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	附属中学校・高等学校 図書館棟 CAI1教室 ICT教育環境整備更新	CAI1教室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和2年8月 更新予定	武庫川女子大学附属 中学校 専用
	附属中学校・高等学校 全館映像放送設備更新	全館映像放送設備	令和2年8月 更新予定	武庫川女子大学附属 中学校・高等学校 共用
令和3年度	第4体育館 建設工事		令和3年5月 着工 令和4年3月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	生活環境2号館 リニューアル工事	生活環境2号館 1階・2階 大改造工事	令和3年7月 着工 令和3年9月 完成予定	大学 生活環境学部 食物栄養学科 短大 食生活学科 共用
	淳正寮耐震補強・リニューアル工事	淳正寮食堂棟耐震補強工事、リニューアル工事	令和3年7月 着工 令和3年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	第2体育館 屋根漏水修理工事	第2体育館 屋根漏水修理シール打ちかえ工事	令和3年7月 着工 令和3年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	生活環境1号館 空調設備更新		令和3年7月 着工 令和4年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
		(令和3年度) 生活環境1号館 西系		
		(令和4年度) 生活環境1号館 東系		
	日下記念マルチメディア館 空調設備更新 (CLIS)		令和3年7月 着工 令和5年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
		(令和3年度) B1階～2階(1期)		
		(令和4年度) 3階～5階(2期)		
		(令和5年度) 6階～8階(3期)		
	中央図書館 トイレ改修	中央図書館 トイレ改修	令和3年7月 着工 令和3年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	中央図書館(C館) ICT教育環境整備更新	グローバルスタジオ 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和3年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	日本語日本文学科 E-301,401 コンピュータシステム更新	東館 E-301、401の教師用PC、学生用PC の更新	令和3年8月 更新予定	大学 文学部 日本語日本文学科 短大 日本語文化学科 共用
	英語文化学科 L1-204のリニューアル	文学1号館 L1-204の教師用PC、学生用PC の更新	令和3年8月 更新予定	大学 文学部 英語文化学科 短大 英語キャリア・コミュニケーション学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	健康科学館(HS館)教室 AV機器 更新	健康科学館 7室 液晶プロジェクター、スクリーン、機器操作卓更新	令和3年8月 更新予定	大学 生活環境学部 食物栄養学科 短大 食生活学科 共用
	栄養科学館(NS館) ICT教育環境整備更新	実習室 9室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和3年8月 更新予定	大学 生活環境学部 食物栄養学科 短大 食生活学科 共用
	情報メディア学科 日下記念マルチメディア館 6・7・8階 ICT教育環境整備更新	日下記念マルチメディア館 6・7・8階(8階サーバー室含む) 実習室(4室)、ゼミ室(8室)、 各研究室、サーバー室の ICT教育環境の整備 (PC、運用サーバー、マルチメディア機器他)	令和3年8月 更新予定	大学 生活環境学部 情報メディア学科 専用
	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 231・232・233	建築スタジオ(231・232・233)の 情報機器更新 (PC、運用サーバー、マルチメディア機器他)	令和3年8月 更新予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	研究所棟(1階、2階) ICT教育環境整備更新	実習室 3室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和3年8月 更新予定	大学院 臨床教育学研究科 専用
	中央キャンパスマルチメディア機器更新	中央キャンパスマルチメディア教室20教室の マルチメディア機器更新	令和3年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	学院キャンパスネットワーク機器更新	学院キャンパスネットワーク機器更新	令和3年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	学院仮想サーバー更新	学院仮想サーバー更新	令和3年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	薬学部PC教室更新	薬学部PC教室更新	令和3年8月 更新予定	大学 薬学部 専用
	附属中学校・高等学校 LL1、LL2教室(図書館棟) ICT教育環境整備更新	語学学習用LL教室 2室 LL装置、視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和3年8月 更新予定	武庫川女子大学附属 LL1 中学校 専用 LL2 高等学校 専用
令和4年度	日下記念マルチメディア館 外壁PC板シール更新	日下記念マルチメディア館 外壁PC板シール更新	令和4年7月 着工 令和4年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	東館 エレベータ更新工事	東館 エレベータ18号機 更新工事	令和4年7月 着工 令和4年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	メディアホール(MM館) ICT教育環境整備更新	日下記念マルチメディア館 メディアホール 視聴覚ICT、大型ディスプレイ装置他	令和4年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	マルチメディア教室(MM館) ICT教育環境整備更新	日下記念マルチメディア館 マルチメディア教室 11室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和4年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	生活環境学科 パソコン実習室(MM-601、 603) デザイン教育システムの更新	日下記念マルチメディア館 MM-601、603の 情報機器更新	令和4年8月 更新予定	大学 生活環境学部 生活環境学科 短大 生活造形学科 共用
	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 131・132・133	建築スタジオ(131・132・133)の 情報機器更新 (PC、運用サーバー、マルチメディア機器他)	令和4年8月 更新予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	看護科学館(N館) ICT教育環境整備更新	実習室 7室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和4年8月 更新予定	大学 看護学部 専用
	学院キャンパスネットワーク機器更新	学院キャンパスネットワーク機器更新	令和4年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	無線WiFi環境(Lavy Spot) 増強	無線WiFi環境(Lavy Spot) 増強	令和4年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	附属中学校・高等学校 科学館(実験・特別教室) ICT教育環境整備更新	実験・特別教室 14室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和4年8月 更新予定	武庫川女子大学附属 中学校・高等学校 共用
令和5年度	附属中学校・高等学校 体育館、ホール建設工事	地上2階建 4,000㎡	令和5年5月 着工 令和6年3月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	日下記念マルチメディア館 エアコン更新工事	日下記念マルチメディア館 7・8階研究室 エアコン更新	令和5年7月 着工 令和5年9月 完成予定	大学 全学部 短大 全学科 共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
	日下記念マルチメディア館 3・4階 13教室 機器更新	日下記念マルチメディア館 3・4階 ICT 11教室情報機器更新 (PC、運用サーバー他)	令和5年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	中央キャンパスマルチメディア教室 ICT教育環境整備更新	マルチメディア教室 11室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和5年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	生活環境学科 パソコン実習室(H3-401) デザイン教育システムの更新	生活環境1号館別館 H3-401の 情報機器更新	令和5年8月 更新予定	大学 生活環境学部 生活環境学科 短大 生活造形学科 共用
	情報メディア学科 MM-722、801、813 ICT教育環境整備更新	日下記念マルチメディア館 MM-722、801、813の PC、視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和5年8月 更新予定	大学 生活環境学部 情報メディア学科 専用
	建築学科 情報機器更新 建築スタジオ 311・312・313	建築スタジオ(311・312・313)の 情報機器更新 (PC、運用サーバー、マルチメディア機器他)	令和5年8月 更新予定	大学 生活環境学部 建築学科 専用
	教育学部 学校教育センター ICT教育環境整備更新	学校教育館 マルチメディア教室 11室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和5年8月 更新予定	大学 教育学部 短大 幼児教育学科 共用
	キャリアセンター ICT教育環境整備更新	日下記念マルチメディア館 キャリアセンター 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和5年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	電話交換機(PBX)更新	電話交換機(PBX)更新	令和5年8月 更新予定	大学 全学部 短大 全学科 共用
	書道教室 ICT教育環境整備更新	文学2号館 書道教室 視聴覚ICTプロジェクター装置他	令和5年8月 更新予定	大学 文学部 短大 日本語文化学科 共用
	附属幼稚園遊戯室 音響映像設備更新	遊戯室 音響映像設備	令和5年8月 更新予定	附属幼稚園 専用

## 様式第10号その1(第12条関係)

## 資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	完成年度
		経営学部	経営学部	経営学部	経営学部
学生生徒納付金収入		240,000	480,000	720,000	960,000
手数料収入		21,525	22,050	22,482	22,945
寄付金収入		850	1,700	2,400	3,150
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		35	70	99	130
付随事業・収益事業収入		3,191	6,379	9,007	11,822
受取利息・配当金収入		17,000	34,000	48,000	63,000
雑収入		2,181	4,399	6,267	8,298
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		140,000	140,000	140,000	140,000
その他の収入		10,758	87,769	31,395	36,799
資金収入調整勘定		0	△ 140,000	△ 140,000	△ 140,000
前年度繰越支払資金		-	-	-	-
収入の部合計		435,540	636,367	839,650	1,106,144

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	完成年度
		経営学部	経営学部	経営学部	経営学部
人件費支出		392,983	394,416	395,627	396,695
教育研究経費支出		52,955	127,020	179,992	232,822
管理経費支出		16,191	31,820	47,326	63,077
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		8,243	82,239	23,544	26,479
設備関係支出		3,902	3,930	3,962	3,996
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		1,344	6,475	11,219	15,462
[ 予備費 ]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		△ 3,786	△ 8,767	△ 13,169	△ 17,551
翌年度繰越支払資金		-	-	-	-
支出の部合計		471,832	637,133	648,501	720,980

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	完成年度
			経営学部	経営学部	経営学部	経営学部
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	240,000	480,000	720,000	960,000
		手数料	21,525	22,050	22,482	22,945
		寄付金	872	1,744	2,463	3,232
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	3,191	6,379	9,007	11,822
		雑収入	2,181	4,399	6,267	8,298
		教育活動収入 計	267,769	514,572	760,219	1,006,297
	支出	人件費	392,983	394,416	395,627	396,695
		教育研究経費	243,459	364,155	462,243	558,752
		管理経費	24,920	48,991	72,664	96,323
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計	661,362	807,562	930,534	1,051,770		
教育活動収支差額		△ 393,593	△ 292,990	△ 170,315	△ 45,473	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	17,000	34,000	48,000	63,000
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	17,000	34,000	48,000	63,000
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		17,000	34,000	48,000	63,000	
経常収支差額		△ 376,593	△ 258,990	△ 122,315	17,527	
特別収支	収入	資産売却差額	35	70	99	130
		その他の特別収入	490	979	1,382	1,814
		特別収入 計	525	1,049	1,481	1,944
	支出	資産処分差額	3,021	6,039	13,326	17,491
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	3,021	6,039	13,326	17,491
特別収支差額		△ 2,496	△ 4,990	△ 11,845	△ 15,547	
〔 予備費 〕		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 379,089	△ 263,980	△ 134,160	1,980	
基本金組入額合計		7,894	7,894	7,894	7,894	
当年度収支差額		△ 371,195	△ 256,086	△ 126,266	9,874	
前年度繰越収支差額		-	-	-	-	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-	-	-	-	

(参考)

事業活動収入 計	285,294	549,621	809,700	1,071,241
事業活動支出 計	664,383	813,601	943,860	1,069,261